

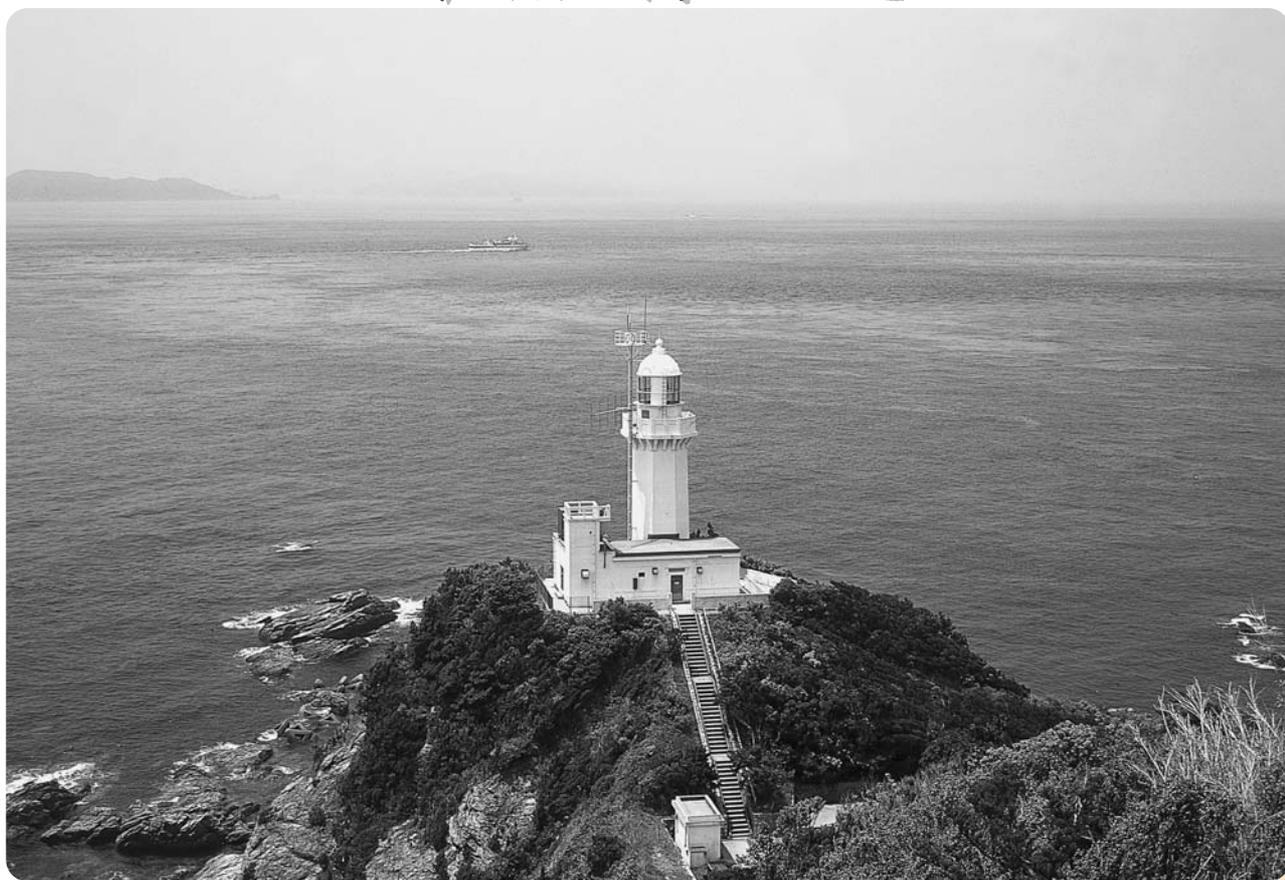
伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会だより



～個性あふれるまちづくりへ～

第13号 平成16年1月22日発行 ○発行:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局:西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

2004年の幕開け。 合併協議も大詰めに!



合併協議会も法定協議会を設置してから1年が経過しましたが、昨年7月には三崎町が加入し、2町の合併協議会から3町間での協議となり、順調に協議が進められてきました。

これからは、「新町の名称の取扱い」や「財産の取扱い」など、重要案件の協議が本格化し、いよいよ合併協議も大詰めに迎えることとなります。

よりよい新町の将来像が描かれ、明日に希望がふくらむ新町が誕生できますよう、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第13回 合併協議会報告

平成15年12月25日(木) 伊方町民会館

1. 確認された事項

協議第30号

■各種事務事業(広報公聴関係事業)

- 1 新町において、広報誌を発行するものとする。発行日、発行回数及び配布方法は合併までに調整する。
- 2 新町の町勢要覧は、合併後すみやかに発行するものとする。
- 3 新町において、ホームページを開設するものとする。
- 4 防災行政無線については、合併後すみやかに、町内の全地域を統括するシステムに整備するものとする。
- 5 CATV網を活用した文字放送等による行政情報の提供体制については、新町においてすみやかに環境整備を図るものとする。

協議第31号

■各種事務事業(窓口業務)

- 1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。
- 2 住民の異動等の受付事務については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。ただし、外国人登録事務に関しては、本庁窓口での取扱いのみとする。



2. 協議された事項

【継続協議】

協議第3号:新町の名称について

第12回協議会から継続となっている新町の名称について協議されましたが、前回同様、伊方町委員から「新町名は『伊方』にしてほしい」「協議を継続、延長してほしい」といった意見が出ました。対して瀬戸町、三崎町の委員から「これまでの協議会で決まっているスケジュールどおりに投票で決定すべき」「継続とするなら期限を明らかにする必要がある」との意見が出されました。

対応について協議された結果、「3月末まで引き続き継続協議とし、その間、重要案件を協議していく。精力的に協議した結果、協議が調わない場合は、投票をもって結論を得る」として「新町名称候補決定のための投票等要領(案)」を追加提案し承認されました。

合併 豆知識 ⑦

◆各種事務事業の『小中学校の通学区域』について◆

☆調整方針

学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。ただし、合併までに小中学校の統廃合が行われ、通学区域の変更があった場合は、その結果によるものとする。

●伊方町

学校名	学級数	児童数	通学区域(行政区)
伊方小学校	6	167	仁田之浜、湊浦一、湊浦二、河内、小中浦、中浦、川永田一、川永田二、伊方越、亀浦
水ヶ浦小学校	6	67	大浜、中之浜
豊之浦小学校	5	33	豊之浦
九町小学校	6	45	奥、向、畑、須賀、久保、西
二見小学校	5	30	二見、加周、田之浦、古屋敷、大成、鳥津
伊方中学校	8	225	町内全域

●瀬戸町

学校名	学級数	児童数	通学区域(行政区)
三机小学校	5	39	三机、上倉、高浦、佐市、足成、大江、志津、小島
塩成小学校	5	31	塩成
大久小学校	6	57	大久、川之浜、田部、神崎、高茂
瀬戸中学校	3	81	町内全域

●三崎町

学校名	学級数	児童数	通学区域(行政区)
三崎小学校	8	97	井野浦、大佐田、佐田、高浦、三崎、与修
串小学校	4	22	串
正野小学校	4	13	正野
二名津小学校	5	33	釜木、平磯、名取、松、明神、二名津
三崎中学校	3	42	井野浦、大佐田、佐田、高浦、三崎、与修
串中学校	3	19	串、正野
二名津中学校	3	26	釜木、平磯、名取、松、明神、二名津

※学級数及び児童数は
平成15年4月1日現在

◆各種事務事業の『学校教育関係事務及び事業』について◆

☆調整方針

学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。

- (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの。
- (2) 合併時まで調整するもの。
- (3) 新町において調整するもの。

～主な内容は次のとおりです～

◎通学バス運行業務：現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する

【現行の事業概要】

	運行路線	運行業務
伊方町	5路線(有寿来号含む)	伊方サービスに業務委託
瀬戸町	6路線	運転手6名臨時雇用
三崎町	4路線	町内タクシー業者に業務委託

◎通学関係費の補助：現行のとおり新町に引き継ぐ

【現行の事業概要】

伊方町	伊方中学校に通学する豊之浦地区の生徒に対して通学補助 (バス定期代金の全額を補助(定期券支給))
瀬戸町	瀬戸中学校に通学する三机地区及び塩成地区の生徒に対し、通学靴の購入費の補助 (1人あたり6千円)
三崎町	未実施

◎修学旅行助成事業：新町において調整する

【現行の事業概要】

	小学校		中学校	
	保護者負担	町助成額	保護者負担	町助成額
伊方町	31,600円	7,000円	62,100円程度	12,000円
瀬戸町	28,600円	9,000円	47,000円程度	15,000円
三崎町	26,310円	10,000円	53,570円程度	15,000円

◎臨時教諭等措置事業(現在伊方町のみ実施)：伊方町の現行制度を新町に引き継ぎ、不均衡が生じないように、新町において調整する→各町に配置する方針

- 教員定数内で補いきれない教科指導を確保するため、県・町費の非常勤講師を委嘱し、教科指導の充実を図る。

【伊方町の現行の事業概要】

- ・町内1小学校で教科指導にあたる講師：英語講師1人(県設置)
- ・町内中学校で教科指導にあたる講師：英語・数学講師各2人

◎小児生活習慣病予防対策事業(現在伊方町のみ実施)：伊方町の制度を、現行のとおり新町に引き継ぐ

- 児童生徒の生活習慣病の予防と健康の増進を図るため、学識経験者、行政関係者等委員20人以内で小児生活習慣病予防対策委員会を設置

【活動内容】

- ・小児生活習慣病予防検査や啓発活動等

◎いじめ問題等対策協議会：合併時に伊方町の制度に統合する(瀬戸町、三崎町は各補導会の活動の中で展開しているため未組織)

- すべての子どもたちが、心身共に健全に育つため、学校家庭及び地域社会の関係者が一体となって連携を密にし、いじめ根絶のための活動を推進する。

地方分権”『三位一体の改革』”を考える

☆「三位一体の改革」とは？

国が、地方分権を進めるにあたって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(骨太の方針第3弾)において、その方針が示されました。

●基本的方向●

この改革が意図しているのは、直接的には国と地方の財政構造の改革であり、税収入を国庫補助金や地方交付税として地方へ財源を移転している現行制度の見直しにより、国と地方の財政規律を確立し、地方自治体の自己決定自己責任体制を強化することを目的としています。

①「国から地方への税源移譲」

- 個人住民税・地方消費税の拡充による税源移譲を行う。
- 補助金削減額の8割程度を目安に税源を移譲する。
義務的経費は徹底的な効率化を図った上で全額を移譲し、課税自主権も拡大する。

②「国庫補助負担金の削減」

- 事務事業を徹底的に見直し、補助金は4兆円程度を目途に廃止・縮減。
公共事業関係の補助金も改革する。

③「地方交付税の改革」

- 地方交付税の総額を抑制し、財源保障機能を縮小する
- 地方単独の一般行政経費等は現在の水準以下に抑制し、交付税の算定方法の簡素化を進める。

改革は2006年度までの3年間で三位一体で検討し、地方における約14兆円の財源不足を解消するとともに、その後は真の地方財政を目指す!

今後、地方分権の進展とともに、「地方にできるものは地方に委ねる」という観点から、本来地方自治体が行うべき事務や事業が、国から地方へとさらに移譲されます。

これにより、地方自治体では、地方の実情とニーズに合った、より実効性の高い施策展開が可能となりますが、国庫補助金の削減や地方交付税の総額抑制など、財政面においては一層厳しい状況が予想されます。

地方自治体は、市町村合併を契機に、行政のスリム化と財政の健全化のための改革を進めていかなければなりません。そして、地方分権の主役である住民のみなさんの理解の下、分権型社会の実現に向けて、本格的な取り組みが求められています。

〔三崎漁協の伊勢エビ〕



●表紙(佐田岬灯台)
三町の取材に半島の先端まで足を運び、あらためて佐田岬半島の長さを実感しました。伊方町から佐田岬灯台まで車で約一時間。九州は目の前。灯台周辺の風景もさることながら、この海域で育った伊勢エビの大きさにもビックリ! この佐田岬の自然をどのように守り活かしていくか、合併後の新町のテーマです。三つの町のスポット(点)を面でとらえ、半島全体のイメージアップを考えていくことが大切となるのではないのでしょうか。

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【第14回 合併協議会】

日時 ■平成16年2月下旬予定
場所 ■未定

(1月は延期となりました。)

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局

Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

伊方町役場企画財政課 *瀬戸町役場総務課* *三崎町役場総務課*

Tel: (0894) 38-0211(代) Tel: (0894) 52-0111(代) Tel: (0894) 54-1111(代)

Fax: (0894) 38-1373(代) Fax: (0894) 52-0570(代) Fax: (0894) 54-1988(代)